資料５

本庄市市民活動交流センター（はにぽんプラザ）

カフェ出店者募集要項

１． 募集概要

・本庄市市民活動交流センター（以下「センター」という。）を利用する方々への飲食の提供を行う。

・公共施設内で運営する点に留意し、センターの利用者の利便性向上に努めるとともに、地域住民にも利用しやすい雰囲気や仕組み作りに努める。

２． 店舗概要

・ 場所：本庄市銀座１－１－１　センター１階カフェ

・ 面積：２５㎡

・ 全体配置図（別紙１参照）

・ 各階平面図（別紙２参照）

・ カフェ厨房平面図及び厨房器具表（別紙３参照）

・ カフェ厨房展開図及び家具図（別紙４参照）

・ カフェ及び交流スペースのレイアウト計画図（別紙５参照）

３． 施設概要

・名　　称：本庄市市民活動交流センター（愛称：はにぽんプラザ）

・竣　　工：平成２７年３月

・オープン：記念式典　　　平成２７年5月３１日（予定）
　　　　　　一般利用開始　　〃　　6月　１日から

・構　　造：鉄筋コンクリート造３階建て

・延床面積：4,217.42㎡

・主要施設：多目的ホール（定員212名）、展示ホール、事務室、フィットネスルーム、市民活動フリーミーティングスペース、各階交流スペース、活動室Ａ～G、音楽スタジオＡ・Ｂ、キッチンスタジオ、アトリエ、社会福祉協議会、市民活動支援ルーム、個人学習ルーム、団体ロッカー（７２個）、作業室（印刷機、大判プリンター）…等

・休館日：年末年始（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで）

・利用時間：午前９時から午後１０時まで（開館時間は午前８時３０分から午後１０時まで）

４． 出店条件

（1）応募資格

　市内・外、法人・その他の団体・個人、既に事業をされている方・これから新しく起業しようとする方、いずれも問わない。ただし、以下のすべてに該当する方に限る。

① 食品衛生法及び他の法律に基づく行政処分を過去３ヶ年の間に受けたことがないもので、関係法令を遵守する管理体制があること。

② 暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。

③ 国税（法人税、消費税など）又は地方税（法人事業税、固定資産税、軽自動車税など）に滞納がないこと。

⑵ 営業品目：品目は問わないが、アルコール類は不可とする。

⑶ 営業日：原則として、センターの開館日内とし提案項目とする。

※センター休館日：１月１日から同月３日まで、及び１２月２９日から同月３１日まで

⑷ 営業時間：原則として、利用時間内とし提案項目とする。

※センター利用時間：午前９時から午後１０時まで

⑸ 厨房備品、什器など

・厨房設備や什器等の備品は、無償で貸与する（別紙３参照）。出店者は、貸与された備品を適正に管理するとともに、維持修繕に係る費用は出店者が負担すること。

・ 出店者が調達した厨房備品及び什器類等の行政財産使用期間終了時の取り扱いは、出店者が自己の責任により撤去すること。

⑹ 店舗内の内装工事等

・ 内装工事については、市に内装工事設計書を提出し、承認を得ること。

・ 出店者により施工すること。

・ 返還の時は、出店者は造作請求権を放棄し原状回復すること。

⑺ 維持管理費等

・ 電気、ガス、上下水道等光熱水費並びに消毒衛生管理及びゴミ処理費等維持管理にかかる費用は出店者の負担とする。

・電話設置費及び電話代は、出店者の負担とする。

⑻ 営業許可の申請など

・ 食品衛生法に基づく営業許可申請、その他関係法令の規定による諸官庁への届出等は出店者が行うこと。

⑼ 行政財産の使用許可について

・ 出店者は、カフェの使用にあたり本庄市より行政財産使用許可を受けること。

・ 使用期間は、使用許可の日から平成28年3月31日までとする。ただし、使用許可期間以降も継続して使用を希望する場合は、1年間ごとに更新をすることができる。

（10）行政財産使用料

・ 平成２７年度の使用料については、月額50,499円とし、毎月ごとに末日を期限として納付するものとする。ただし、年額一括納付は妨げない。

・平成２８年度以降の使用料については、行政財産使用料の算出基礎となるセンター敷地の適正な価格（固定資産税評価額）が変動した場合には見直しを行うこととする。

（11）権利の譲渡等の禁止

・ 行政財産使用許可に基づく権利の全部または一部を、第三者に譲渡、転貸、その他担保に供し、もしくは営業の委託、名義を貸与等することはできない。

（12）使用許可の取り消しについて

・ カフェの運営にあたり、出店者が許可条件に違反したときは、行政財産使用許可期間にかかわらず、行政財産使用許可を取り消すことがある。この場合において、出店者が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責めを負わないものとする。

（13）その他

・ センター内での開店準備については、平成２７年４月以降において市と協議のうえ行うこと。
・ 平成２７年5月３１日を予定しているセンターのオープン記念式典に合わせ営業を開始すること。
・ 出店者の都合でカフェの運営を取りやめる場合は、市に対して３ヶ月以上前に報告すること。
・ 応募申込みに要した一切の費用は、応募者負担とする。
・ 出店申請書及び関係書類は、返却しないものとする。
・ 入居団体相互の交流促進とセンターの機能向上を目的として、定期的（３～４ヶ月に１回程度を予定）にセンターに入居している団体（業者を含む）や利用団体、市等との意見交換会を開催するので、積極的に参加すること。
・ この要項及び行政財産使用許可書に定めのないものは、市と出店者が協議のうえ取り決める。

5．　応募方法

（1）出店申請

・出店申請書（様式１）に必要事項を記入のうえ、以下の関係書類を添えて申し込むこと。

〈関係書類〉

既に事業をされている方の場合	これから起業しようとする方の場合
営業経歴書（様式2）	履歴書
過去２年間の貸借対照表、損益計算書、収支報告書など経営実態がわかるもの	過去２年間の所得証明書
◆法人・その他の団体 ・法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（「その３の３」の証明） ・法人事業税の納税証明書（直近１事業年度分） ・市町村税に滞納がない証明書 ◆個人事業者 ・申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（「その３の２」の証明） ・個人事業税の納税証明書（直近１事業年度分） ・市町村税に滞納がない証明書	・申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（「その３の２」の証明） ・市町村税に滞納がない証明書
食品衛生責任者資格証の写し	同左

営業企画書（様式３）	同左
定款及び法人登記簿謄本 ※法人・その他の団体のみ	

⑵ 申請書類の受付

- 受付場所：本庄市役所市民活動推進課（本庄市役所３階）
- 受付期間：平成27年2月2日（月）～2月１６日（月）〔ただし、土・日・祝祭日は除く。〕
- 受付時間：午前８時３０分～午後5時１５分

⑶ その他

- 質問等がある場合は、平成27年１月２６日(月)午後４時までに質問書（様式４）により、文書で行うこと。
- 質問が出た場合の回答については、１月３０日（金）に市民活動推進課窓口（市役所３階）での閲覧及び市ホームページに掲載します。

6． 選考方法

- 第1次選考（書類審査）と第2次選考（プレゼンテーション審査）を行い、平成２７年３月末日までに本庄市で決定する。

7．選考の日程

- 第１次選考（書類審査）：平成２７年2月下旬（予定）
- 第２次選考（プレゼンテーション）：平成２７年3月中旬（予定）
  ※第１次選考通過者についてのみ、第２次選考の開催日等を文書で通知する。

8． 結果の発表

- 第１次選考：応募者全員に文書で通知する。
- 第２次選考：第１次選考通過者全員に文書で通知する。

9． 問い合わせ先

〒367-8501 本庄市本庄３－５－３
本庄市役所市民活動推進課
電話：0495－25－1118
FAX：0495－22－0602
E-mail：katudou@city.honjo.lg.jp

本庄市市民活動交流センター（愛称：はにぽんプラザ）全体配置図

別紙１

本庄市市民活動交流センター（愛称：はにぽんプラザ）１階平面図

別紙２

A1：1/100
A3：1/200

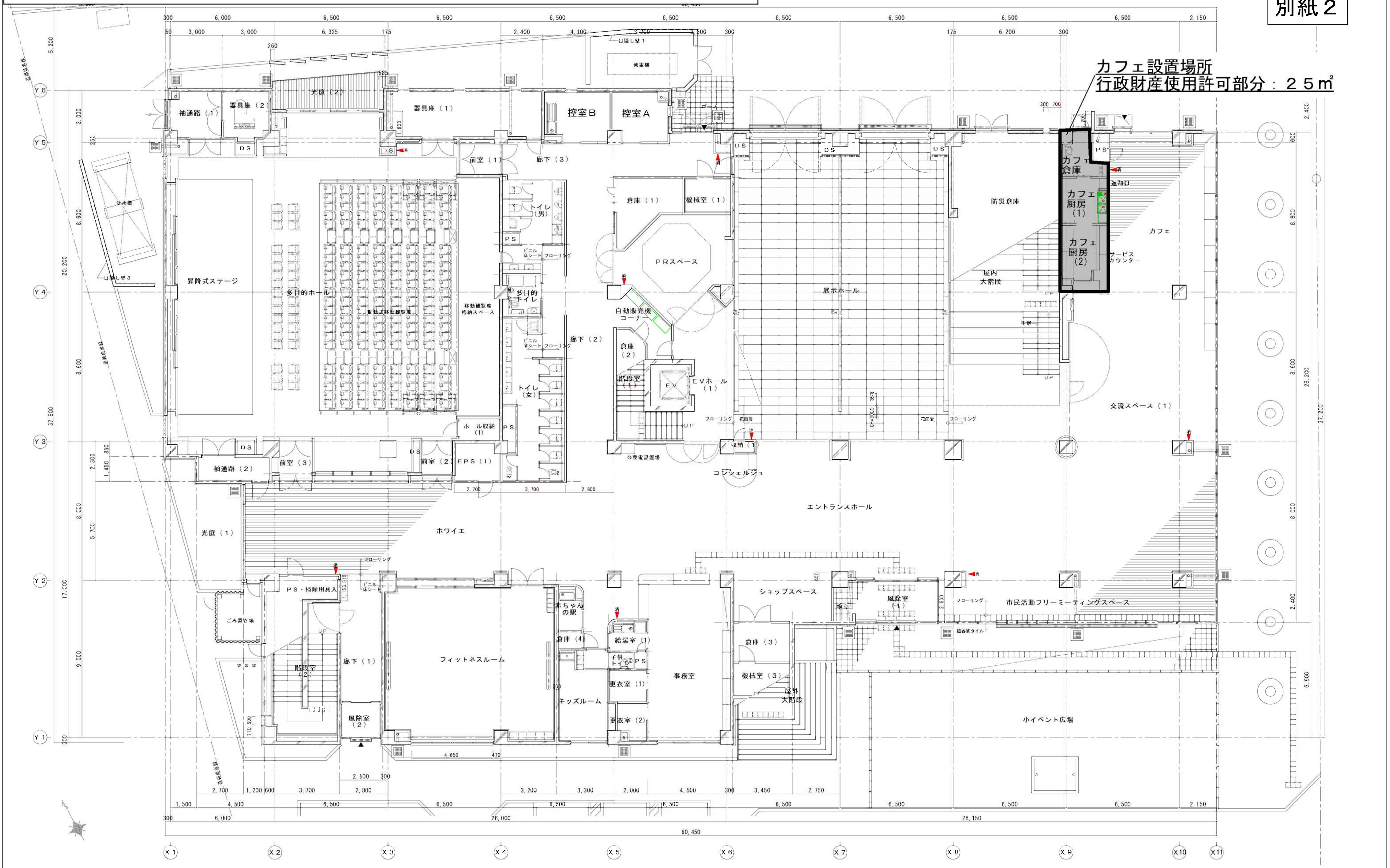

本庄市市民活動交流センター（愛称：はにぽんプラザ）２階平面図

A1：1/100
A3：1/200

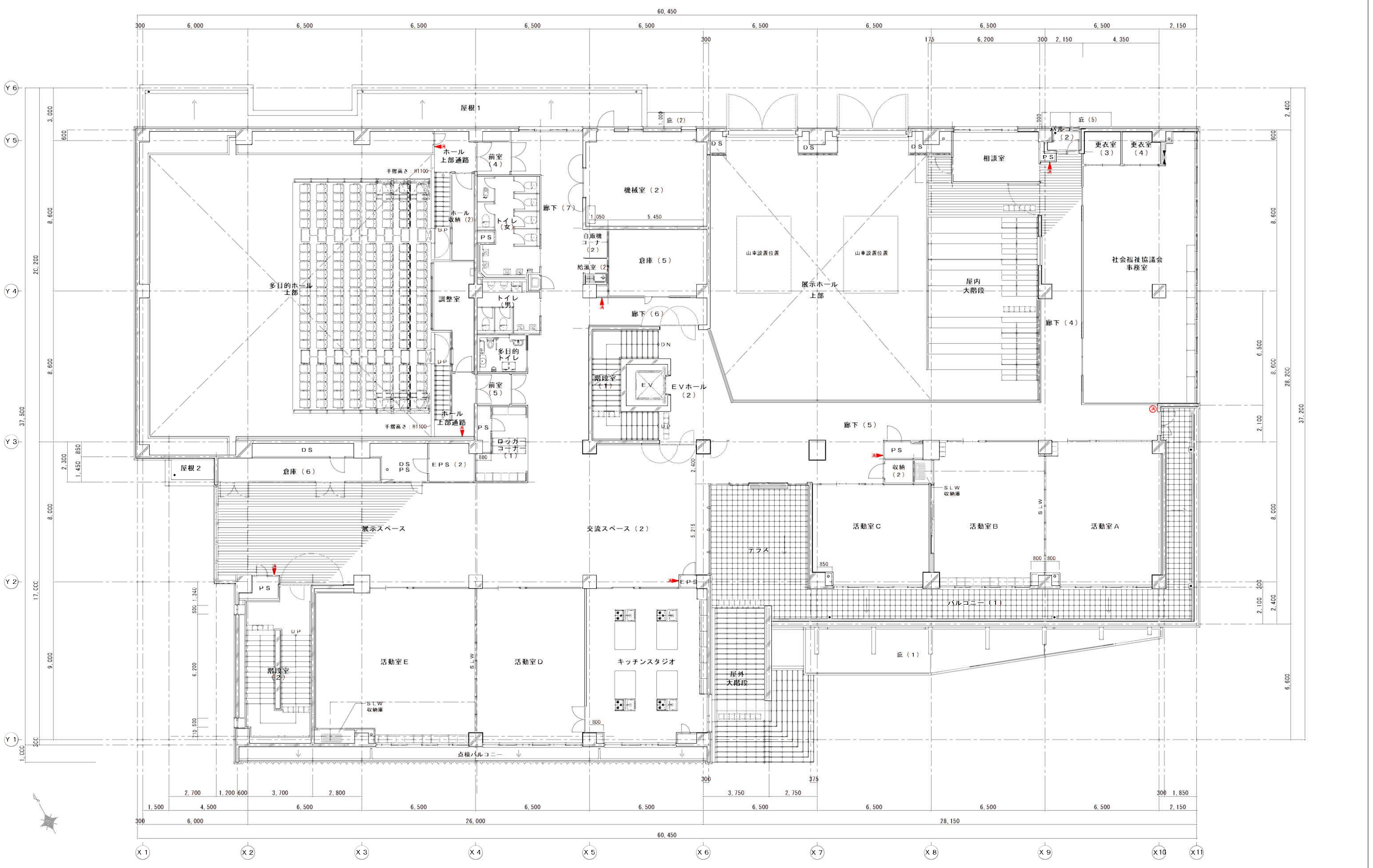

本庄市市民活動交流センター（愛称：はにぽんプラザ）３階平面図

A1：1/100
A3：1/200

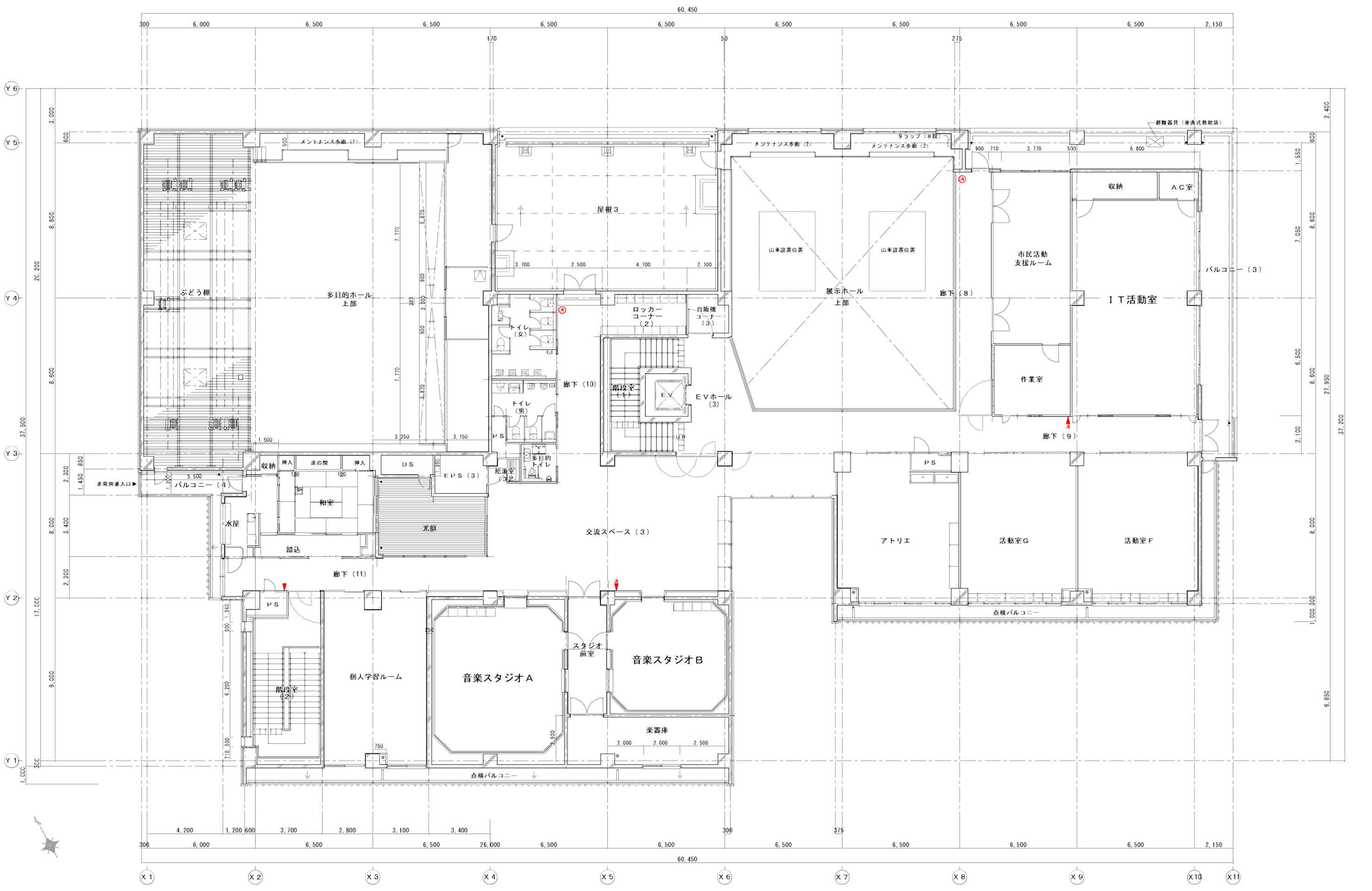

別紙３

カフェ厨房平面図及び厨房器具表

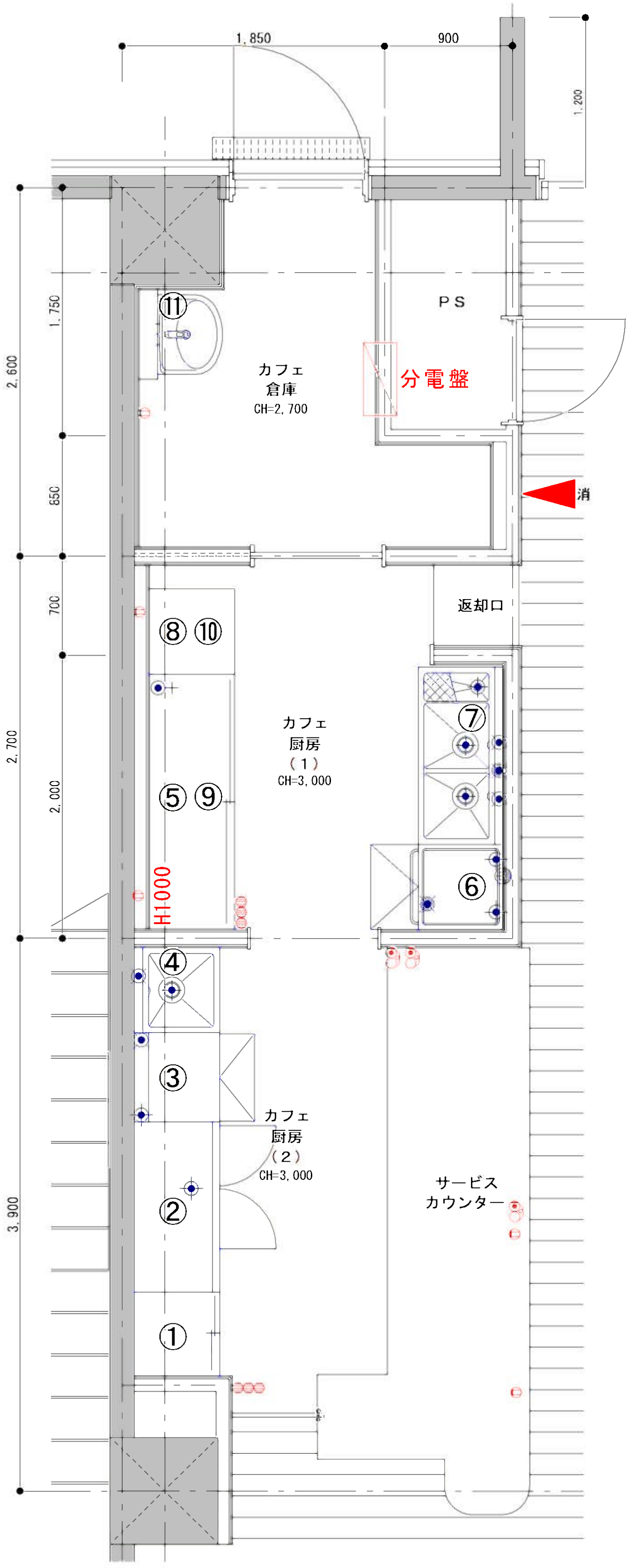

カﾌｪ厨房(1)、(2)、倉庫　平面図 S=1/50

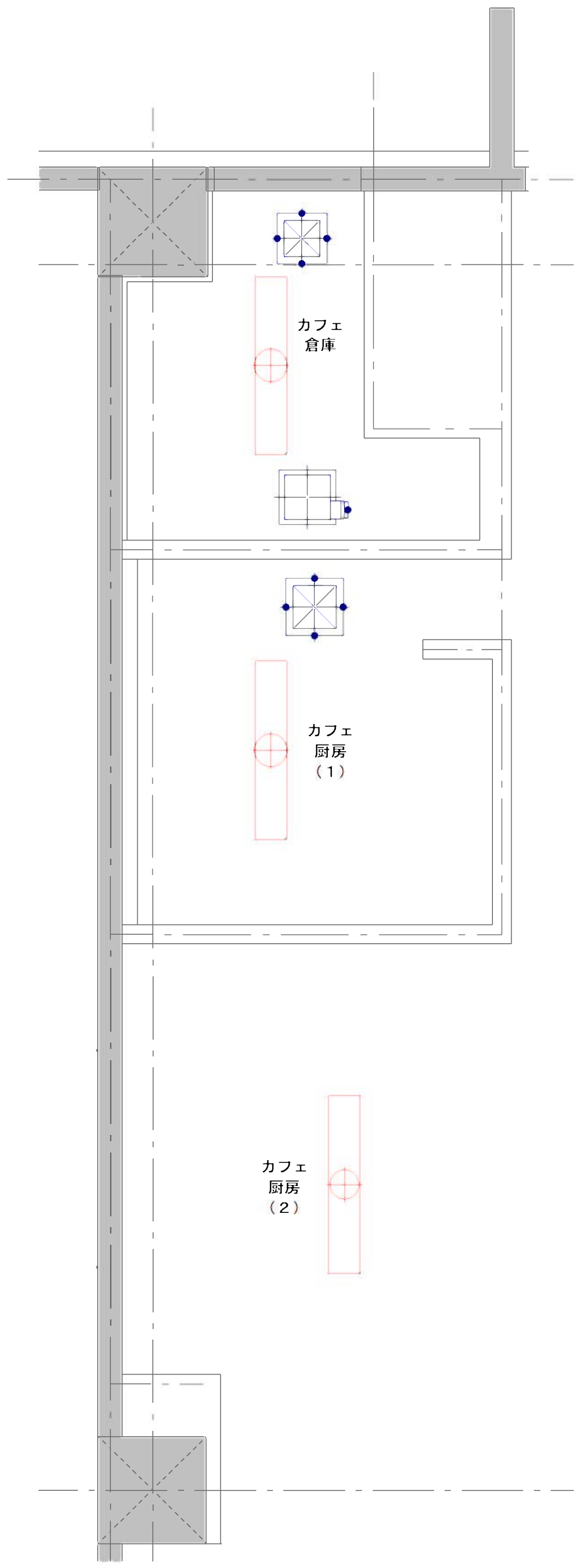

カﾌｪ厨房(1)、(2)、倉庫　天井伏せ図 S=1/50

階	１階
室　　　　名	カフェ倉庫、カフェ厨房（１）
床　仕　上	ビニル床シート
壁　下　地	軽量鉄骨、打放し
壁　仕　上	塗装仕上
天　井　仕　上	化粧石こうボードt9.5
天　井　高　さ	２，７００（倉庫）、３，０００（１）

階	１階
室　　　　名	カフェ厨房（２）
床　仕　上	ビニル床シート
壁　下　地	軽量鉄骨、打放し
壁　仕　上	塗装仕上、モザイクタイル貼 流し台廻り：陶器質タイル１００角
天　井　仕　上	石こうボードt12.5+塗装仕上
天　井　高　さ	３，０００

凡例	
	コンセント
	スイッチ
	電話モジュラージャック
	ガス栓
	換気扇
	天井吹出口
	照明器具

厨房器具表

NO.	品名	台数	寸法（規格）mm			配管接続口径（A）			ガス（kw）		電気（kw）		備考
			開口	奥行	高さ	給水	給湯	排水	口径	消費量	1Φ100V	3Φ200V	
1	調理台	1	(580)	600	850								中棚1段
2	コールドテーブル冷蔵庫	1	1200	600	850			40			0.23		239リットル
3	製氷機	1	630	500	850	15		40			0.51		製氷能力66/73kg/日
4	一槽シンク	1	600	600	850	15		50					
5	調理台	1	1800	600	850								中棚1段
6	アンダーカウンター食器洗浄機	1	600	600	850		15	40*2				4.12	30～45ラック/h
7	ダスト付二槽シンク	1	1250	600	850	15*2	15	50*3					
8	コンロ台	1	600	600	650				13Φ	9.2			
9	吊戸棚	1	1800	350	600								
10	レンジフード（換気扇）	1	600		600								
11	手洗器	1	560	460	800								

別紙４

カフェ厨房展開図及び家具図

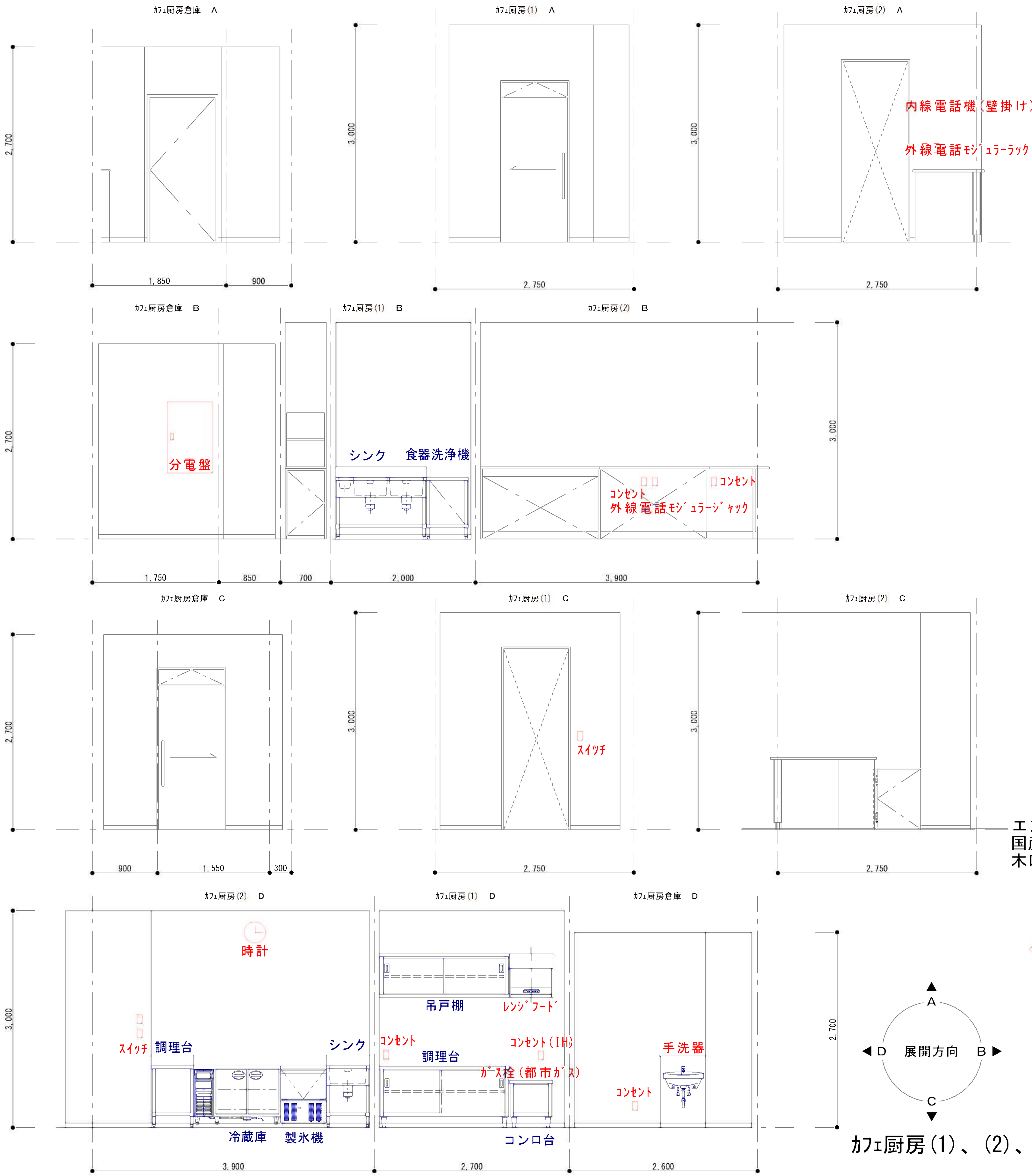

カフェ厨房(1)、(2)、倉庫 展開図 S=1/60

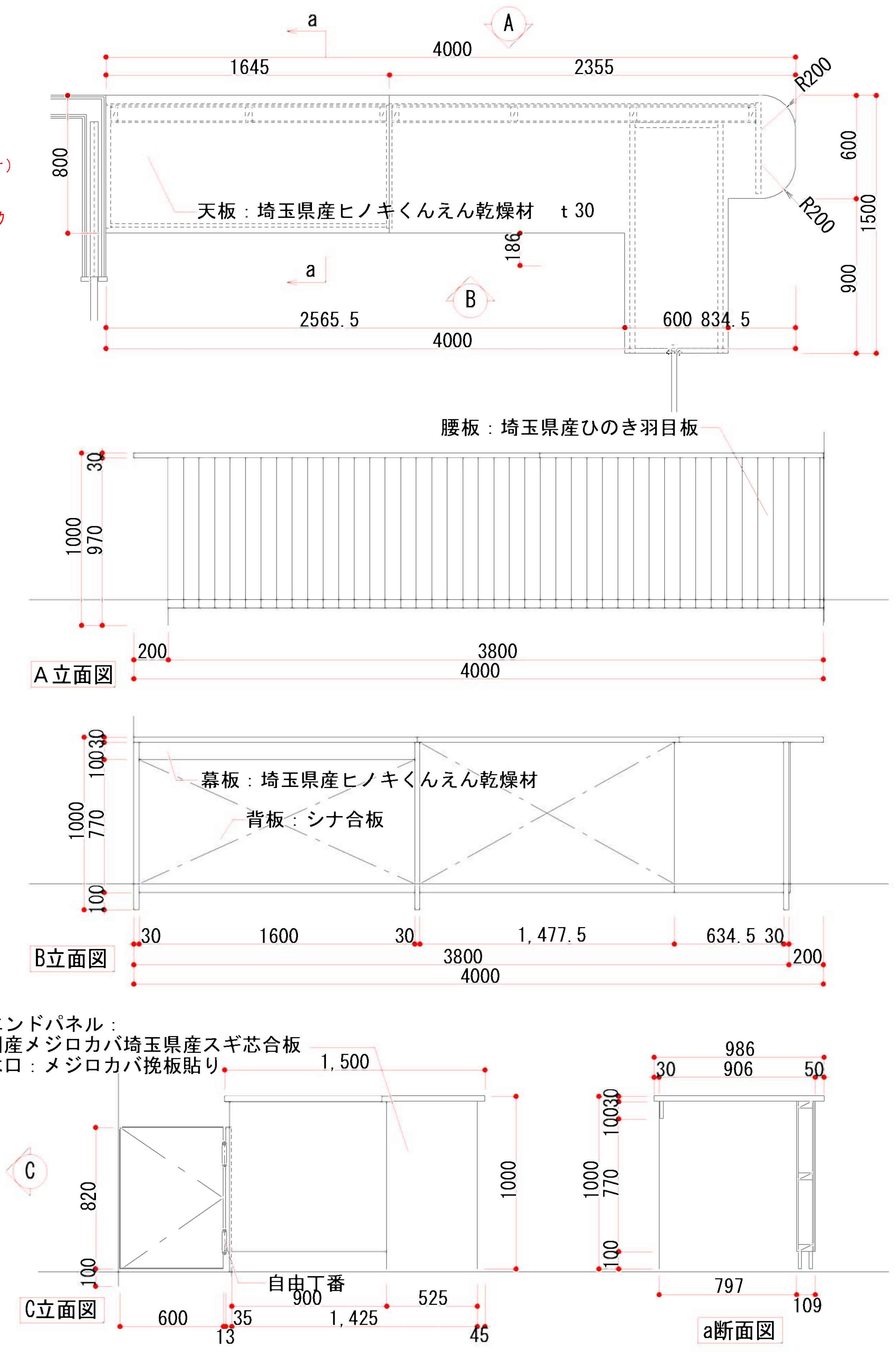

サービスカウンター家具図

カフェ及び交流スペースのレイアウト計画（使用許可以外部分）

・カ　フ　ェ：１９席（４人掛け×３テーブル、カウンター７）
・交流スペース：１８席（４人掛け×３テーブル、カウンター６）
※カフェと交流スペースの間については仕切りを設けず、誰でも自由に利用できるスペースとして使用許可部分に含めない。

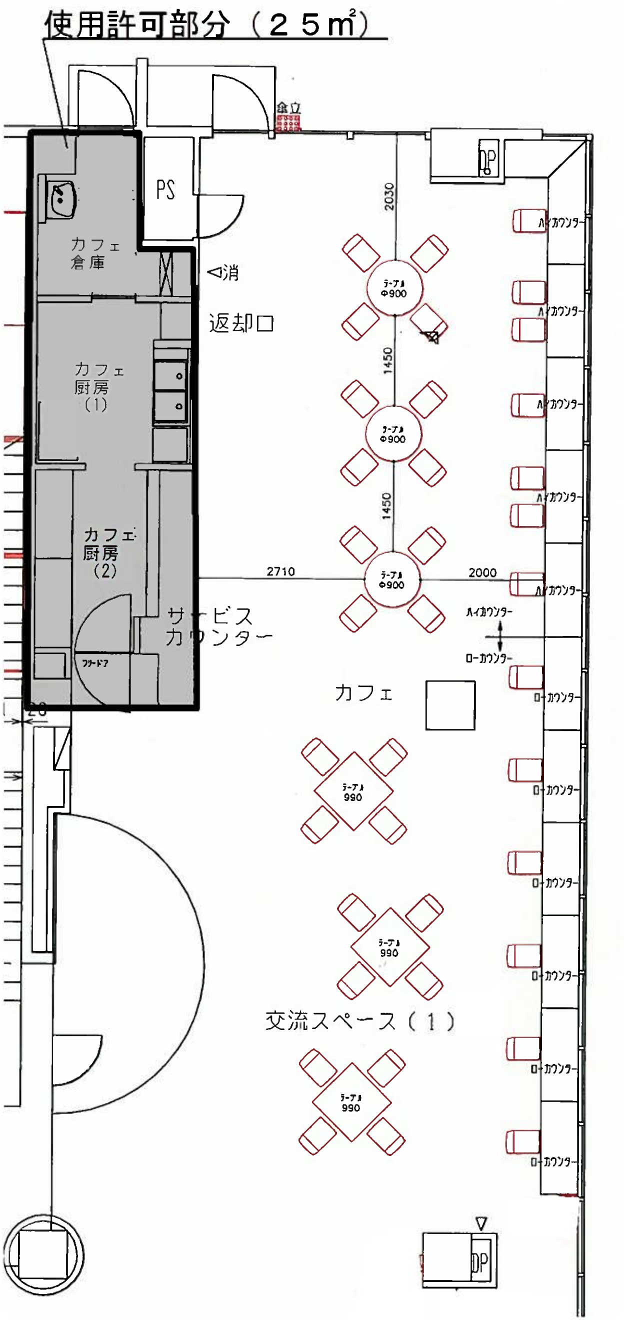

様式１

本庄市市民活動交流センターカフェ出店申請書

平成　　年　　月　　日

（あて先）本庄市長

〔申請者〕
住　　　　所
商号又は名称
代 表 者 名　　　　　　　　　　　　印

本庄市市民活動交流センターのカフェに出店したいため、関係書類を添えて申請いたします。

〔連絡責任者〕

所　　　属	
氏　　　名	
電 話 番 号	
ＦＡＸ番号	
Ｅ メ ー ル	

＜送付先＞
〒367-8501
本庄市本庄３－５－３
本庄市市民生活部市民活動推進課
TEL：0495－25－1118
FAX：0495－22－0602
Eメール：katudou@city.honjo.lg.jp

様式２

営業経歴書

申請者名（　　　　　　　　　　　　）

<table>
<tr><td>1</td><td>法人・その他の団体・個人の別</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>2</td><td>商号又は名称</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>3</td><td>創立又は創業年月日</td><td colspan="6">※該当がない場合は記載不要</td></tr>
<tr><td>4</td><td>資本金</td><td colspan="6">千円　※該当がない場合は記載不要</td></tr>
<tr><td>5</td><td>業務の概要等</td><td colspan="6">＜業務内容＞

＜主な業務実績及び特色＞</td></tr>
<tr><td rowspan="4">6</td><td rowspan="4">年間売上高・従業員数（最近２ヵ年）</td><td colspan="3">事業年度</td><td colspan="2">年間売上高</td><td>従業員数</td></tr>
<tr><td colspan="3">年　月　日～　年　月　日</td><td colspan="2">千円</td><td>人</td></tr>
<tr><td colspan="3">年　月　日～　年　月　日</td><td colspan="2">千円</td><td>人</td></tr>
<tr><td colspan="6">※該当がない場合は記載不要</td></tr>
<tr><td rowspan="7">7</td><td rowspan="7">営業店舗の状況</td><td>店舗名</td><td>所在地</td><td>営業種目</td><td>年間売上高</td><td>従業員数</td><td>開店年月</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>千円</td><td>人</td><td>年　月</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>千円</td><td>人</td><td>年　月</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>千円</td><td>人</td><td>年　月</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>千円</td><td>人</td><td>年　月</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>千円</td><td>人</td><td>年　月</td></tr>
<tr><td colspan="6">※該当がない場合は記載不要</td></tr>
<tr><td colspan="8">＜添付書類＞
会社案内等があれば添付してください。</td></tr>
</table>

様式３

営業企画書

申請者名（　　　　　　　　　　　　）

1	出店動機	
2	経営方針（基本理念、特徴、セールスポイント等）	
3	営業プラン	①想定する主たる客層について ②その客層に対する戦略について ③店舗の雰囲気づくりについて ④提供するメニューの特色や展開について ⑤メニューの提供方法について

<table>
<tr><td rowspan="2">４</td><td rowspan="2">営業時間帯</td><td colspan="5">＜営業時間＞</td></tr>
<tr><td colspan="5">＜休 業 日＞</td></tr>
<tr><td>５</td><td>従業員の配置計画</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="21">６</td><td rowspan="21">メニュー及び価格（予定）</td><td>№</td><td>種類</td><td>品名</td><td>価格（税込）円</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>13</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>14</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>15</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>16</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>17</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>18</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>19</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>20</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="7">＜添付書類＞
収支計画書【必須】※様式は任意（ただし、Ａ４サイズとする。）</td></tr>
</table>

様式４

質　問　書

平成　　年　　月　　日

（あて先）本庄市市民活動推進課長

〔申請者〕
住　　　所
商号又は名称
代 表 者 名

〔連絡責任者〕

所　　属	
氏　　名	
電 話 番 号	
ＦＡＸ番号	
Ｅ メ ー ル	

本庄市市民活動交流センターカフェ出店者募集における下記事項について、質問書を提出します。

質問事項	質問内容

質問事項	質問内容

※提出期限は、平成２７年１月２６日（月）午後４時まで
※回答については、１月３０日（金）に市民活動推進課窓口（市役所３階）での閲覧及び市ホームページに掲載

＜提出先＞
〒367-8501
本庄市本庄３－５－３
本庄市市民生活部市民活動推進課
TEL：0495－25－1118
FAX：0495－22－0602
Ｅメール：katudou@city.honjo.lg.jp

資料６

本庄市市民活動交流センター（はにぽんプラザ）

ショップ出店者募集要項

１．　募集概要

・本庄市市民活動交流センター（以下「センター」という。）を利用する方々への物品や加工食品の提供を行う。

・公共施設内で運営する点に留意し、センターの利用者の利便性向上に努めるとともに、地域住民や観光客にも利用しやすい雰囲気や仕組み作りに努める。

２．　店舗概要

・ 場所：本庄市銀座１－１－１　センター１階ショップ

・ 面積：７㎡

・ 全体配置図（別紙１参照）

・ 各階平面図（別紙２参照）

・ ショップ平面図（別紙３参照）

・ ショップ展開図（別紙４参照）

３．　施設概要

・名　　称：本庄市市民活動交流センター（愛称：はにぽんプラザ）

・竣　　工：平成２７年３月

・オープン：記念式典　　　平成２７年5月３１日（予定）
　　　　　　一般利用開始　　〃　　　6月　１日から

・構　　造：鉄筋コンクリート造３階建て

・延床面積：4,217.42㎡

・主要施設：多目的ホール（定員212名）、展示ホール、事務室、フィットネスルーム、市民活動フリーミーティングスペース、各階交流スペース、活動室Ａ～Ｇ、音楽スタジオＡ・Ｂ、キッチンスタジオ、アトリエ、社会福祉協議会、市民活動支援ルーム、個人学習ルーム、団体ロッカー（７２個）、作業室（印刷機、大判プリンター）…等

・休館日：年末年始（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで）

・利用時間：午前９時から午後１０時まで（開館時間は午前8時30分から午後10時まで）

４．　出店条件

（1）応募資格

　市内・外、法人・その他の団体・個人、既に事業をされている方・これから新しく起業しようとする方、いずれも問わない。ただし、以下のすべてに該当する方に限る。

① 食品衛生法及び他の法律に基づく行政処分を過去３ヶ年の間に受けたことがないもので、関係法令を遵守する管理体制があること。

② 暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。
③ 国税（法人税、消費税など）又は地方税（法人事業税、固定資産税、軽自動車税など）に滞納がないこと。

⑵ 営業品目：品目は問わないが、以下の点にも留意すること。
・はにぽんグッズ等、はにぽんプラザにちなんだ商品の販売。
・観光客向けとして、主に地元で生産、開発された商品の販売。

⑶ 営業日：原則として、センターの開館日内とし提案項目とする。
※センター休館日：１月１日から同月３日まで、及び１２月２９日から同月３１日まで

⑷ 営業時間：原則として、利用時間内とし提案項目とする。
※センター利用時間：午前９時から午後１０時まで

⑸ 備品管理
・ 備品のローパーティション（別紙３参照）及び閉店時間後の侵入者を防止するパネルスクリーン（幅3.5m、高さ1.8m、施錠不可）は、無償で貸与する。出店者は、貸与された備品を適正に管理するとともに、維持修繕に係る費用は出店者が負担すること。
・ 出店者が調達した備品の行政財産使用期間終了時の取り扱いは、出店者が自己の責任により撤去すること。

⑹ 店舗内の内装工事等
・ 内装工事については、市に内装工事設計書を提出し、承認を得ること。
・ 出店者により施工すること。
・ 返還の時は、出店者は造作請求権を放棄し原状回復すること。

⑺ 維持管理費等
・ 電気、ガス（空調用）の使用料については、本庄市の負担とする。（ただし、冷蔵庫や特殊照明等、大量に電気を消費する設備を使用する場合を除く。）
・ 消毒衛生管理及びゴミ処理費、商品陳列棚等、光熱費以外の維持管理にかかる費用は出店者の負担とする。
・電話設置費及び電話代は、出店者の負担とする。

⑻ 営業許可の申請など
・ 食品衛生法に基づく営業許可申請、その他関係法令の規定による諸官庁への届出等は出店者が行うこと。

⑼ 行政財産の使用許可について
・ 出店者は、ショップの使用にあたり本庄市より行政財産使用許可を受けること。
・ 使用期間は、使用許可の日から平成28年3月31日までとする。ただし、使用許可期間以降も継続して使用を希望する場合は、1年間ごとに更新をすることができる。

⑽ 行政財産使用料
・ 平成２７年度の使用料については、月額14,139円とし、毎月ごとに末日を期限として納付するものとする。ただし、年額一括納付は妨げない。
・平成２８年度以降の使用料については、行政財産使用料の算出基礎となるセンター敷地の適正な価格（固定資産税評価額）が変動した場合には見直しを行うこととする。

（11）権利の譲渡等の禁止

- 行政財産使用許可に基づく権利の全部または一部を、第三者に譲渡、転貸、その他担保に供し、もしくは営業の委託、名義を貸与等することはできない。

（12）使用許可の取り消しについて

- ショップの運営にあたり、出店者が許可条件に違反したときは、行政財産使用許可期間にかかわらず、行政財産使用許可を取り消すことがある。この場合において、出店者が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責めを負わないものとする。

（13）その他

- センター内での開店準備については、平成２７年４月以降において市と協議のうえ行うこと。
- 平成２７年5月３１日を予定しているセンターのオープン記念式典に合わせ営業を開始すること。
- 出店者の都合でショップの運営を取りやめる場合は、市に対して３ヶ月以上前に報告すること。
- 応募申込みに要した一切の費用は、応募者負担とする。
- 出店申請書及び関係書類は、返却しないものとする。
- 入居団体相互の交流促進とセンターの機能向上を目的として、定期的（３～４ヶ月に１回程度を予定）にセンターに入居している団体（業者を含む）や利用団体、市等との意見交換会を開催するので、積極的に参加すること。
- この要項及び行政財産使用許可書に定めのないものは、市と出店者が協議のうえ取り決める。

5．　応募方法

（1）出店申請

・出店申請書（様式１）に必要事項を記入のうえ、以下の関係書類を添えて申し込むこと。

〈関係書類〉

既に事業をされている方の場合	これから起業しようとする方の場合
営業経歴書（様式2）	履歴書
過去２年間の貸借対照表、損益計算書、収支報告書など経営実態がわかるもの	過去２年間の所得証明書
◆法人・その他の団体 ・法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（「その３の３」の証明） ・法人事業税の納税証明書（直近１事業年度分） ・市町村税に滞納がない証明書 ◆個人事業者 ・申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（「その３の2」の証明）	・申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（「その３の２」の証明） ・市町村税に滞納がない証明書

・個人事業税の納税証明書（直近１事業年度分） ・市町村税に滞納がない証明書	
食品衛生責任者資格証の写し ※該当する場合のみ	同左
営業企画書（様式３）	同左
定款及び法人登記簿謄本 ※法人・その他の団体のみ	

⑵ 申請書類の受付

- 受付場所：本庄市役所市民活動推進課（本庄市役所３階）
- 受付期間：平成27年2月2日（月）～2月１６日（月）〔ただし、土・日・祝祭日は除く。〕
- 受付時間：午前８時３０分～午後５時１５分

⑶ その他

- 質問等がある場合は、平成27年１月２６日(月)午後４時までに質問書（様式４）により、文書で行うこと。
- 質問が出た場合の回答については、１月３０日（金）に市民活動推進課窓口（市役所３階）での閲覧及び市ホームページに掲載します。

6． 選考方法

- 第1次選考（書類審査）と第2次選考（プレゼンテーション審査）を行い、平成２７年３月末日までに本庄市で決定する。

7．選考の日程

- 第１次選考（書類審査）：平成２７年２月下旬（予定）
- 第２次選考（プレゼンテーション）：平成２７年３月中旬（予定）
  ※第１次選考通過者についてのみ、第２次選考の開催日等を文書で通知する。

8． 結果の発表

- 第１次選考：応募者全員に文書で通知する。
- 第２次選考：第１次選考通過者全員に文書で通知する。

9． 問い合わせ先

〒367-8501 本庄市本庄３－５－３
本庄市役所市民活動推進課
電話：0495－25－1118
FAX：0495－22－0602
E-mail：katudou@city.honjo.lg.jp

本庄市市民活動交流センター（愛称：はにぽんプラザ）全体配置図

別紙１

A1 : 1/100
A3 : 1/200

本庄市市民活動交流センター（愛称：はにぽんプラザ）１階平面図

別紙２

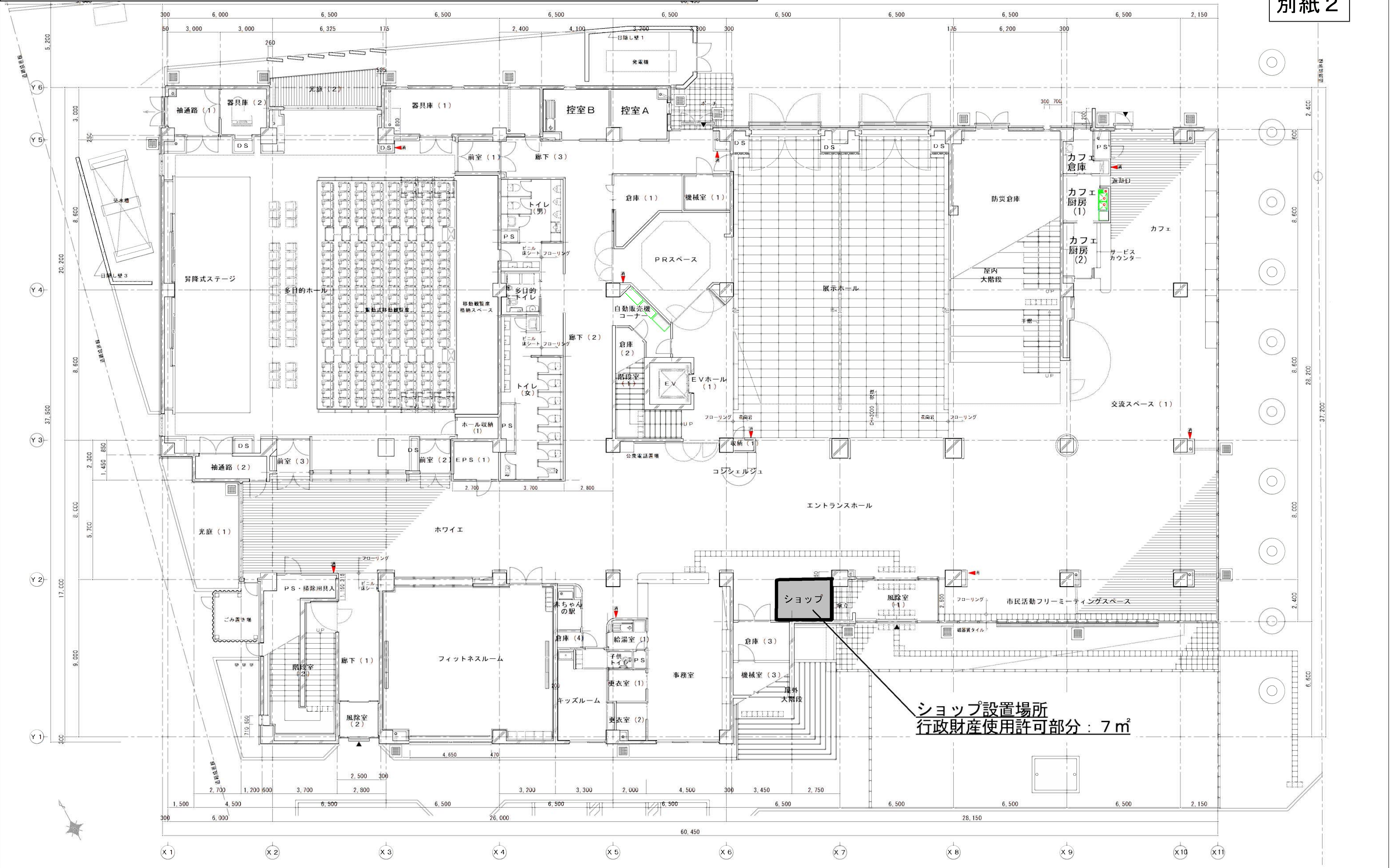

本庄市市民活動交流センター（愛称：はにぽんプラザ）２階平面図

A1 : 1/100
A3 : 1/200

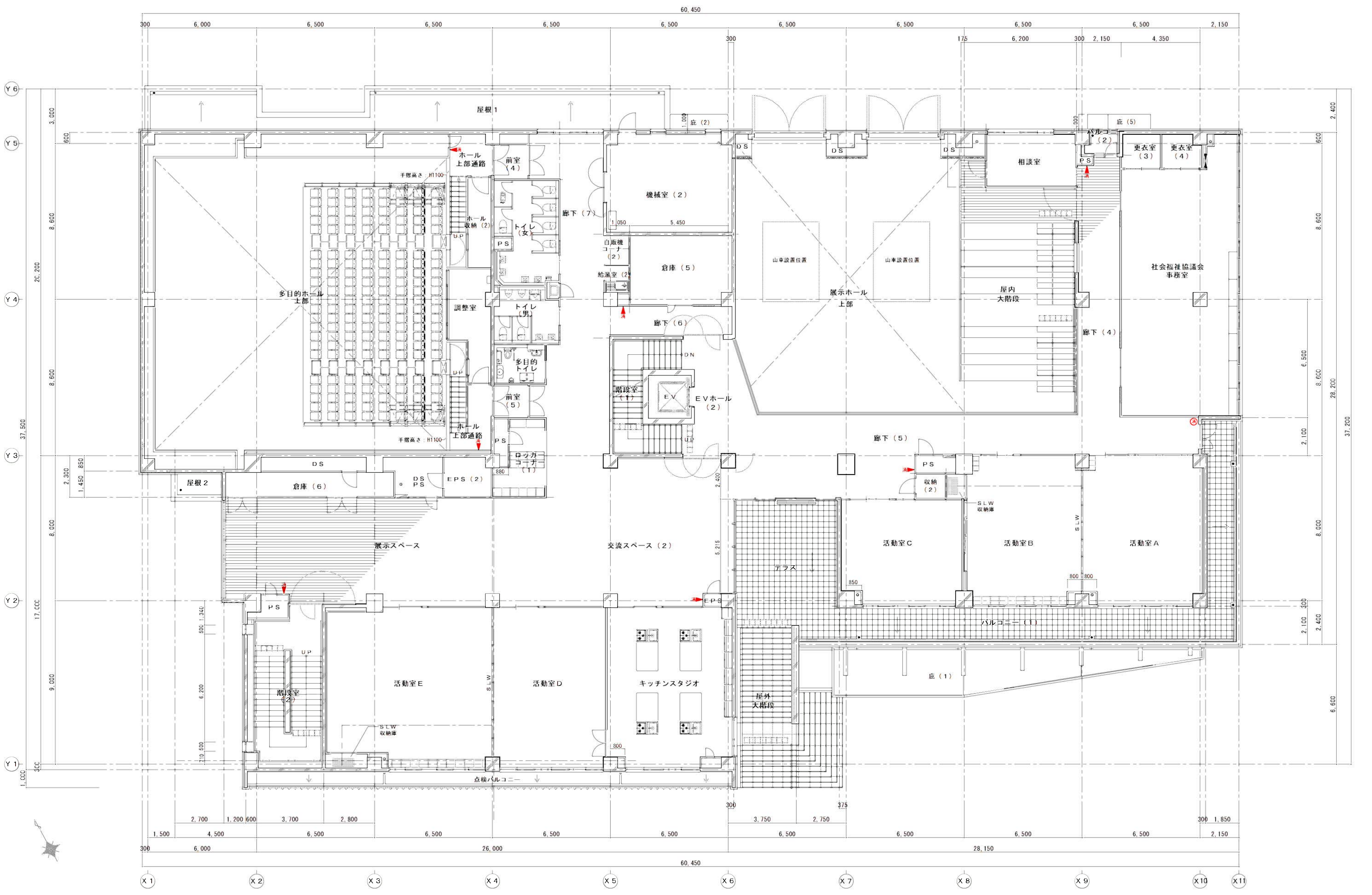

本庄市市民活動交流センター（愛称：はにぽんプラザ）３階平面図

A1 : 1/100
A3 : 1/200

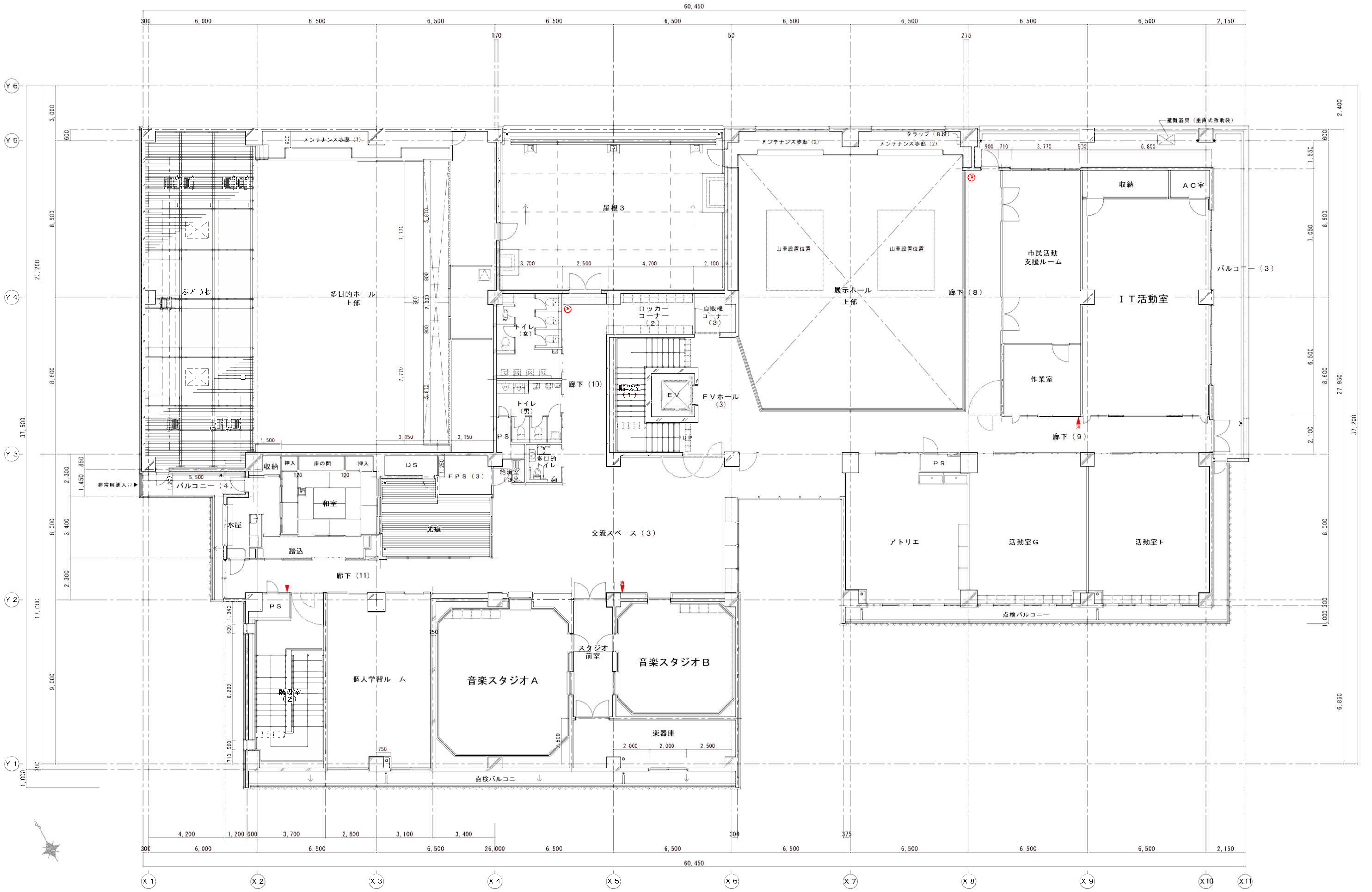

ショップ平面図

別紙３

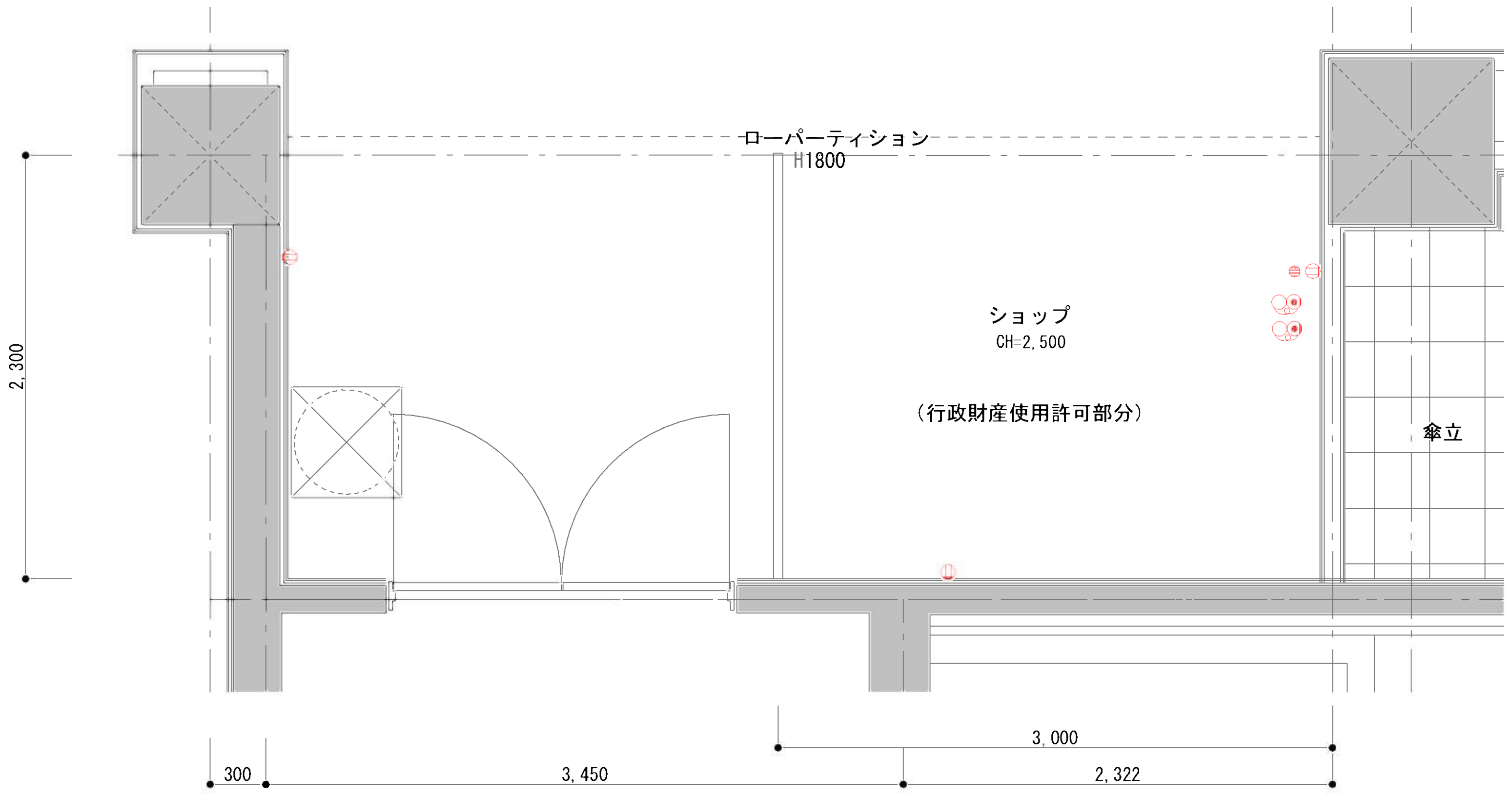

ｼｮｯﾌﾟ　平面図 S=1/40

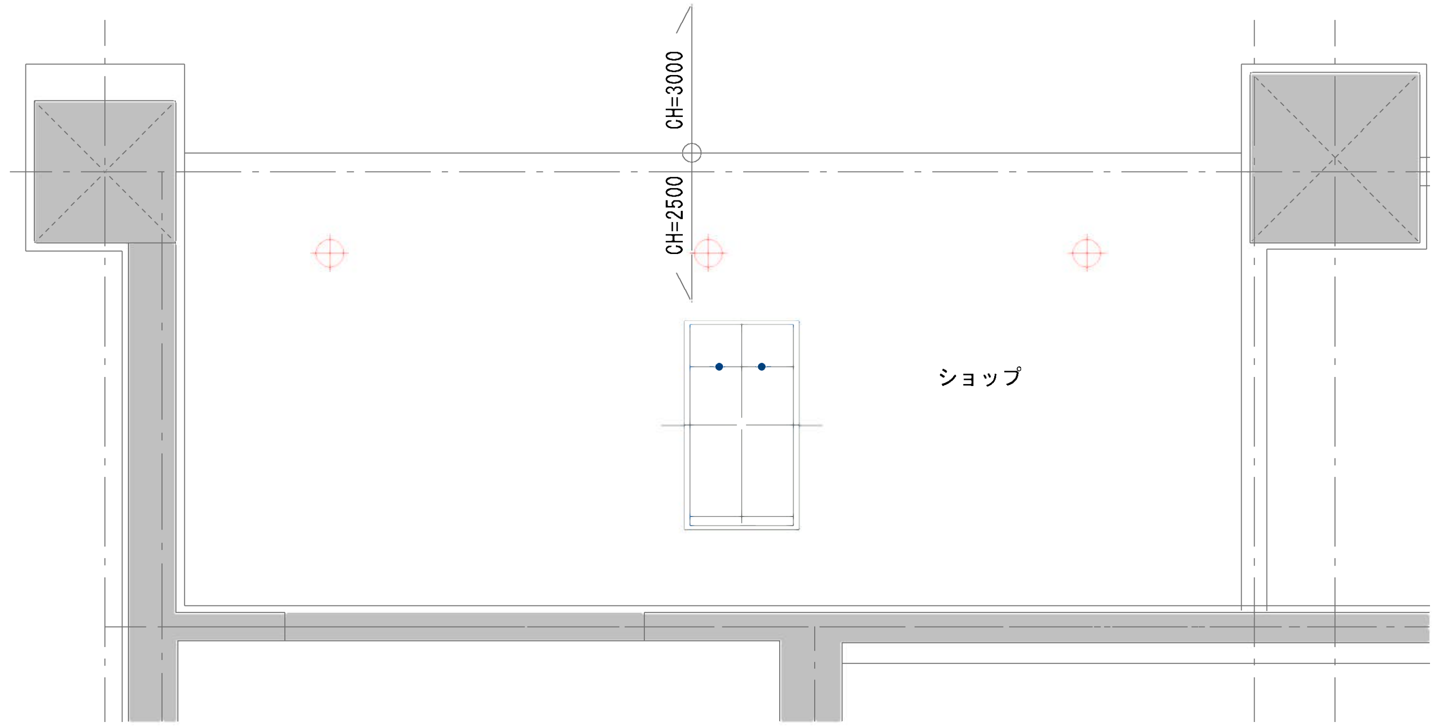

ｼｮｯﾌﾟ　天井伏せ図 S=1/40

階	1階
室　名	ショップ
床　仕　上	フローリング
壁　下　地	軽量鉄骨
壁　仕　上	塗装仕上
	ローパーティション(クロスパネル)
天　井　仕　上	石こうボードt12.5 ＋ ＥＰ
天　井　高　さ	２．５００

凡例	
	コンセント
	スイッチ
	電話モジュラージャック
	ダウンライト
	エアコン（埋込型）

別紙４

ショップ展開図

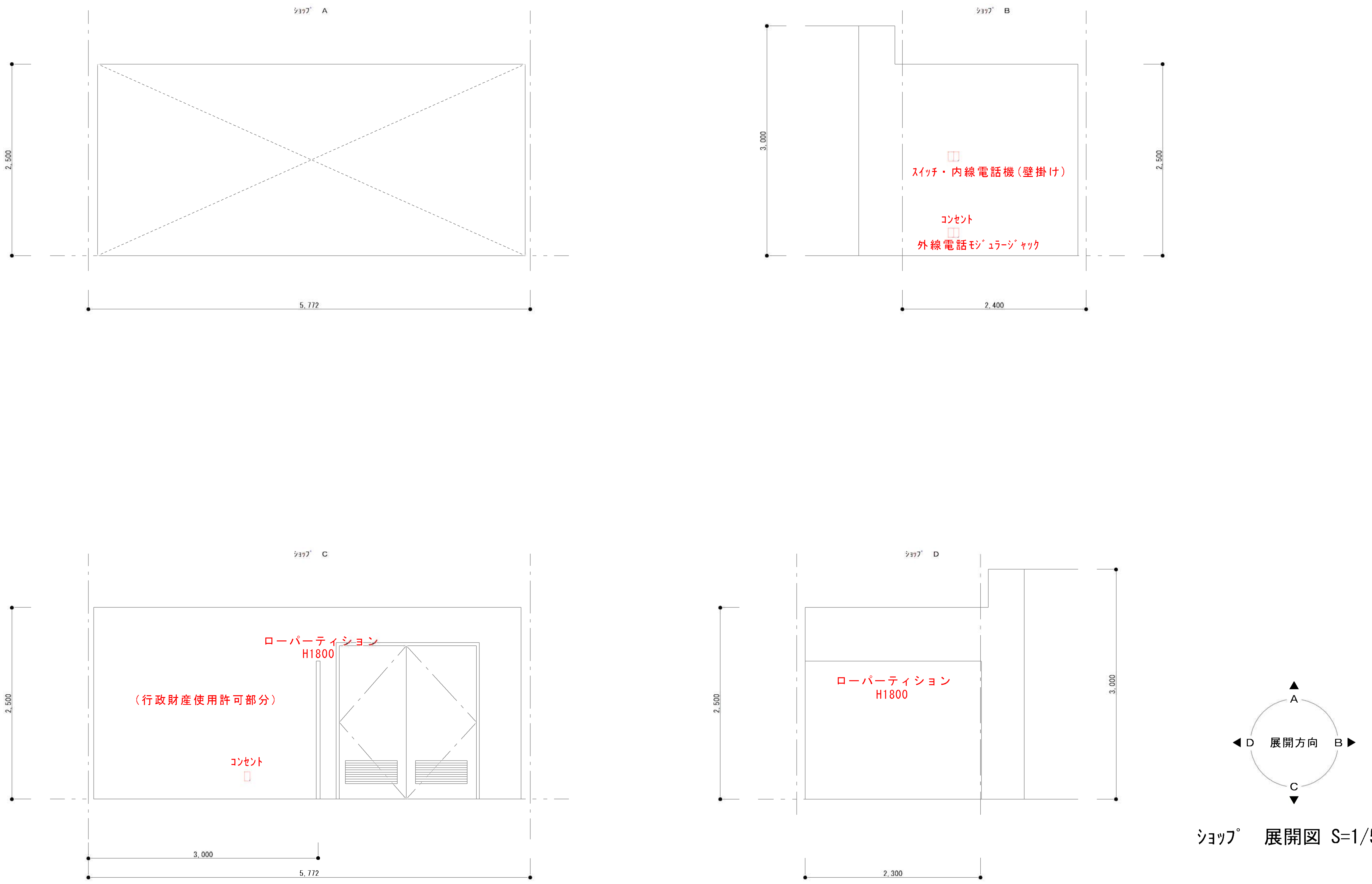

ｼｮｯﾌﾟ　展開図 S=1/50

様式１

本庄市市民活動交流センターショップ出店申請書

平成　　年　　月　　日

（あて先）本庄市長

〔申請者〕
住　　　　所
商号又は名称
代　表　者　名　　　　　　　　　　　　　印

本庄市市民活動交流センターのショップに出店したいため、関係書類を添えて申請いたします。

〔連絡責任者〕

所　　　属	
氏　　　名	
電 話 番 号	
ＦＡＸ番号	
Ｅ メ ー ル	

＜送付先＞
〒367-8501
本庄市本庄３－５－３
本庄市市民生活部市民活動推進課
TEL：0495－25－1118
FAX：0495－22－0602
Eメール：katudou@city.honjo.lg.jp

様式２

営業経歴書

申請者名（　　　　　　　　　　　）

<table>
<tr><td>1</td><td>法人・その他の団体・個人の別</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>2</td><td>商号又は名称</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>3</td><td>創立又は創業年月日</td><td colspan="6">※該当がない場合は記載不要</td></tr>
<tr><td>4</td><td>資本金</td><td colspan="6">千円　　※該当がない場合は記載不要</td></tr>
<tr><td>5</td><td>業務の概要等</td><td colspan="6">＜業務内容＞

＜主な業務実績及び特色＞</td></tr>
<tr><td rowspan="4">6</td><td rowspan="4">年間売上高
・従業員数
（最近２ヵ年）</td><td colspan="3">事業年度</td><td colspan="2">年間売上高</td><td>従業員数</td></tr>
<tr><td colspan="3">年　月　日～　年　月　日</td><td colspan="2">千円</td><td>人</td></tr>
<tr><td colspan="3">年　月　日～　年　月　日</td><td colspan="2">千円</td><td>人</td></tr>
<tr><td colspan="6">※該当がない場合は記載不要</td></tr>
<tr><td rowspan="7">7</td><td rowspan="7">営業店舗の状況</td><td>店舗名</td><td>所在地</td><td>営業種目</td><td>年間売上高</td><td>従業員数</td><td>開店年月</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>千円</td><td>人</td><td>年　月</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>千円</td><td>人</td><td>年　月</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>千円</td><td>人</td><td>年　月</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>千円</td><td>人</td><td>年　月</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>千円</td><td>人</td><td>年　月</td></tr>
<tr><td colspan="6">※該当がない場合は記載不要</td></tr>
<tr><td colspan="8">＜添付書類＞
会社案内等があれば添付してください。</td></tr>
</table>

様式３

営業企画書

申請者名（　　　　　　　　　　　　）

１	出店動機	
２	経営方針（基本理念、特徴、セールスポイント等）	
３	営業プラン	①想定する主たる客層について ②その客層に対する戦略について ③店舗の雰囲気づくりについて ④提供する商品の特色や展開について ⑤物品の提供方法について

<table>
<tr><td rowspan="2">４</td><td rowspan="2">営業時間帯</td><td colspan="5">＜営業時間＞</td></tr>
<tr><td colspan="5">＜休 業 日＞</td></tr>
<tr><td>５</td><td>従業員の配置計画</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="21">６</td><td rowspan="21">商品及び価格（予定）</td><td>№</td><td>種類</td><td>品名</td><td>価格（税込）円</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>13</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>14</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>15</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>16</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>17</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>18</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>19</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>20</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="7">＜添付書類＞
収支計画書【必須】※様式は任意（ただし、Ａ４サイズとする。）</td></tr>
</table>

様式４

質　問　書

平成　　年　　月　　日

（あて先）本庄市市民活動推進課長

〔申請者〕
住　　　所
商号又は名称
代 表 者 名

〔連絡責任者〕

所　　属	
氏　　名	
電 話 番 号	
ＦＡＸ番号	
Ｅ メ ー ル	

本庄市市民活動交流センターショップ出店者募集における下記事項について、質問書を提出します。

質問事項	質問内容

質問事項	質問内容

※提出期限は、平成２７年１月２６日（月）午後４時まで

※回答については、１月３０日（金）に市民活動推進課窓口（市役所３階）での閲覧及び市ホームページに掲載

＜提出先＞

〒367-8501

本庄市本庄３－５－３

本庄市市民生活部市民活動推進課

TEL：0495－25－1118

FAX：0495－22－0602

Eメール：katudou@city.honjo.lg.jp